

「サマータイム勤務（朝型時間外勤務）」の試行について

名古屋銀行（頭取 中村 昌弘）は、平成 27 年 7 月の 1 ヶ月間、業務時間当たりの生産性向上や省エネ、また健康管理を目的にし、「サマータイム勤務（朝型時間外勤務）」を試行することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 試行期間 平成 27 年 7 月 1 日（水）～31 日（金）
2. 目的
 - ・業務上必要な時間外勤務を朝の涼しい時間帯に行うことにより、業務時間当たりの生産性の向上を図るとともに、省エネなどのCSR活動推進を行います。
 - ・生活スタイルを変革（ゆう活＝夏の生活スタイル変革）するきっかけとし、心身のリフレッシュ、育児、介護、自己研鑽など、仕事と余暇のバランスを図ったワークスタイルに対応していきます。
3. 対象者 本店・営業店に勤務する全役職員（パートタイマーも含む）
4. 実施概要
 - ・午前 7 時 45 分からの業務上必要な時間外勤務を推奨し、定時（午後 5 時 30 分）退行を励行します。
 - （所定の勤務時間は午前 8 時 45 分～午後 5 時 30 分です。）

※各営業店、ATM並びに各種問い合わせ窓口等の営業時間は変更ございません。

※一般にサマータイムとは、1 年のうち夏を中心とした時期に、太陽の出ている時間帯を有効に利用する目的で標準時間を 1 時間進める制度ですが、当行では朝型の勤務形態を推奨するためのキャッチフレーズとして「サマータイム勤務」を使用しています。

以 上